

茨城県企業局建設コンサルタント業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県企業局が所管する建設コンサルタント業務（以下「委託業務」という。）の検査について、茨城県企業局会計規程（平成5年茨城県企業管理規程第5号。以下「会計規程」という。）、茨城県企業局コンサルタント業務執行規程（平成8年茨城県企業管理規程第15号。以下「執行規程」という。）及び茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準（平成8年茨城県企業局訓令第1号。以下「監督規準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、会計規程、執行規程及び監督規準に定めるところによる。

(検査の種類)

第3条 この要領において、「検査」とは完了検査及び部分引渡検査をいい、各検査の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 完了検査

受託者から業務完了通知書、納品書及び成果物の提出を受けて、設計図書に基づき当該委託業務の完了を確認するために行う検査をいう。

(2) 部分引渡検査

ア 指定部分に係る検査設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）について、受託者から部分引渡完了通知書（執行規程別表様式第6号を準用）の提出を受けて、指定部分の完了を確認するために行う検査をいう。

イ 引渡部分に係る検査成果物の一部が完了し、かつ可分なものであるとき、当該部分について、受託者から部分引渡完了通知書（執行規程別表様式第6号を準用）の提出を受けて、引渡部分の完了を確認するために行う検査をいう。

(検査員)

第4条 この要領において、「検査員」とは本局検査員、本局兼務検査監及び水道事務所検査員をいい、各検査員の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 本局検査員

本局施設課の検査監、本局施設課の兼務を命じられた職員（以下「施設課兼務検査員」という。）のうちの本局職員及び施設課長から該当委託業務の検査を命じられた職員をいう。

(2) 本局兼務検査監

施設課の兼務を命じられた水道事務所及び浄水場の検査監をいう。

(3) 水道事務所検査員

各水道事務所の所長から当該委託業務の検査を命じられた職員をいう。

(委託業務の検査事務の分掌)

第5条 検査のうち委託業務に係るものについては、次の各号に定める検査員が当該各号に定める検査を行うものとする。

(1) 本局検査員

本局契約委託業務の完了検査及び部分引渡検査

(2) 本局兼務検査監

委任委託業務のうち1件の金額が5百万円以上の完了検査及び部分引渡検査

(3) 水道事務所検査員

委任委託業務のうち1件の金額が5百万円未満の完了検査及び部分引渡検査

(検査員の構成)

第6条 検査は、別表1に定めるところにより構成される検査員が行うものとする。

(検査)

第7条 検査員は、当該業務委託の設計図書に定めるところにより、業務が完了したことを確認するための検査を行わなければならない。

(検査結果の復命と通知)

第8条 検査を実施した検査員は、別表2に定めるところにより書類を作成しなければならない。

(修補命令)

第9条 検査員は、検査の結果、成果物が設計図書に適合しないと認めるときは、受託者に修補命令書(様式第2号)により、期限を付して修補を命じなければならない。

2 前項の修補事項が重大であるときは、検査員は、施設課長及び所長と協議しなければならない。

(再検査)

第10条 検査員は、修補を命じた受託者から修補の措置が完了した旨の報告があったときは、再検査を行うものとする。

2 検査員は、再検査の結果を、再検査復命書(様式第3号)により検査命令決議により検査を命じた者に復命しなければならない。

3 検査員は、再検査の結果が合格のときは、別表2により調書を作成するものとする。

4 検査員は、再検査の結果、成果物が設計図書に適合しないと認めるときは、前条の例により再修補を命じなければならない。なお、前3項の規定は、検査員が再検査を命じた場合にこれを準用する。

附則

1 この要領は、平成21年5月11日から施行する。

2 この要領の施行日(以下「施行日」という。)以後に起工決議をした業務について適用し、施行日前に起工決議をした業務については、なお従前の例による。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和3年2月10日から施行する。

別表1

検査員の構成

区 分		完了検査・部分引渡検査
本局契約委託業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務 ・ 測量業務 ・ 調査業務 	<p>本局施設課検査監の単数とする。</p> <p>やむを得ない場合は、本局施設課兼務検査員の単数で可とする。</p>
委任委託業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務 ： 500万円以上3,000万円未満 (基本設計を除く) ・ 測量業務 ： 500万円以上 ・ 調査業務 ： 500万円以上 	<p>当該水道事務所又は浄水場の本局兼務検査監の単数とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務(基本設計を除く) ： 500万円未満 ・ 測量業務 ： 500万円未満 ・ 調査業務 ： 500万円未満 	<p>当該水道事務所の水道事務所検査員の単数とする。</p>

注) 区分欄の金額は、委託に付する額である。

別表2

検査員が作成する書類と検査結果の通知及び検査結果の復命

	検査員が作成する書類	検査結果の通知 (局長又は所長→受託者)	検査結果の復命 (検査員→命令権者)
完了検査	物品検査調書(会計規程 様式第34号(その2)) 委託業務完了／部分引渡検査復命書(様式第1号)	委託業務完成検査結果通知書 (監督規準 様式第34号) (1) 本局契約委託業務 局長→受託者 (2) 委任委託業務 所長→受託者	(1) 本局委任業務 ・ 会計規程様式第34号(その2) 検査員→施設課長 ・ 様式第1号 検査員→施設課長
部分引渡検査	物品検査調書(会計規程 様式第34号(その2))を準用 ※ 調書には、部分引渡検査である旨を記載すること。 委託業務完了／部分引渡検査復命書(様式第1号)を準用	委託業務完成検査結果通知書 (監督規準 様式第34号)を準用 (1) 本局契約委任業務 局長→受託者 (2) 委任委託業務 所長→受託者	(2) 委任委託業務 ・ 会計規程様式第34号(その2) 検査員→所長 ・ 様式第1号 検査員→所長 ※ 部分引渡検査の場合は、完了検査を準用する。

委託業務 完了 部分引渡 検査復命書

年 月 日		
..... 殿		
検査員職氏名		
年 月 日に実施した 完了 部分引渡 検査の結果は、次のとおりです。		
業務番号 及び業務名	第 - - - 号	
業務委託料	円	
履行期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日	
受託者		
立会人職氏名		
検査項目 及び数量		
検査結果	完了検査	部分引渡検査
	合格・不合格	合格・不合格
指示事項等		

補修命令書

年 月 日

..... 殿

検査員職氏名

茨城県企業局建設コンサルタント業務検査要領第9条第1項の規定により、次のとおり補修を命ずる。

業務番号 及び業務名	第 - - - - 号
業務委託料	円
履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間
受託者	
立会人職氏名	
補修事項	
補修期限	年 月 日
備考	

再 検 査 復 命 書

年 月 日	
..... 殿	
検査員職氏名	
年 月 日に実施した再検査の結果は、次のとおりです。	
業 務 番 号 及 び 業 務 名	第 - - - 号
業 務 委 託 料	円
受 託 者	
履 行 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
立 会 人 職 氏 名	
補 修 命 令 日	年 月 日
補 修 完 了 日	年 月 日
再 検 査 の 結 果	合 格 ・ 不 合 格
備 考	

- ・ 委任委託事務は写しを事務所の所長に提出する。
- ・ 本局委託事務は写しを検査監(員)が施設課長又は所長に提出する。